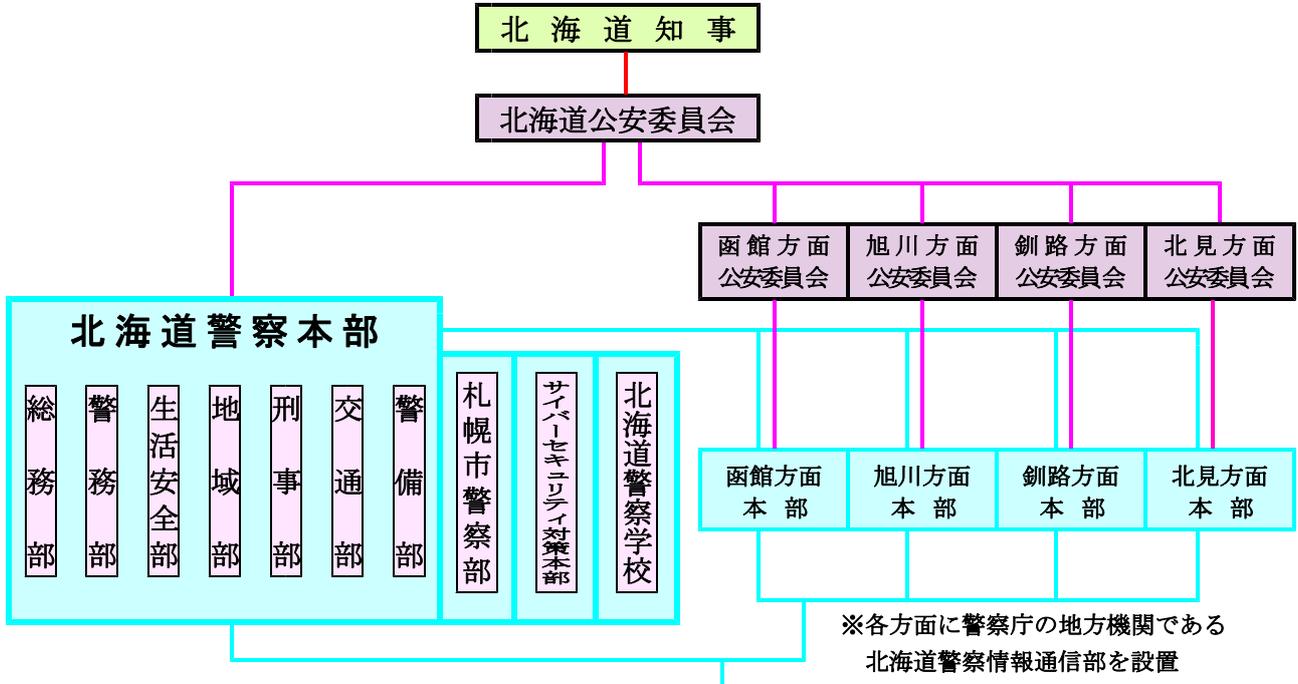


第 4 北海道警察の組織と公安委員会制度

1 北海道警察の組織

組織の概要



警察署のしくみ	
警務課	情報公開、警察相談、面会・差し入れ、証明、福利・厚生等の事務を行います。
会計課	落とし物、拾い物、庁舎や設備の管理等の事務を行います。
生活安全課	犯罪の予防、捜索願の受理、少年非行防止、ストーカー、風俗・環境・経済事犯やサイバー犯罪の取締りなどを行います。
地域課	交番・駐在所等を拠点としたパトロール活動による犯罪や事故の防止・検挙活動、各種事件・事故の初動捜査や被害者等の救助、一般家庭等を訪問して防犯指導や意見等を聴取する巡回連絡等の活動を行います。
刑事課	殺人・強盗等の凶悪犯、暴行・傷害等の粗暴犯、詐欺・横領・贈収賄等の知能犯及び窃盗犯の捜査、暴力団犯罪及び薬物・銃器事犯の取締り、鑑識活動等を行います。
交通課	交通の安全対策・安全教育、交通指導取締り、交通事故・事件捜査、交通規制、運転免許事務等を行います。
警備課	公安を害する犯罪の捜査、不法入国・不法滞在の取締り、要人の警護、災害警備等を行います。

交番・駐在所・警備派出所

北海道警察のエンブレム



識別章



警察手帳



警察官の階級章



2 公安委員会制度

(1) 北海道公安委員会、方面公安委員会の構成

公安委員会は警察を管理し、警察行政の民主的運営、政治的中立性を確保することを目的に設置されており、北海道公安委員会（5人の委員で構成）は北海道警察全体を、函館・旭川・釧路・北見方面公安委員会（それぞれ3人の委員で構成）はそれぞれの方面本部を管理しています。

(2) 公安委員会の権限等

公安委員会は北海道警察の事務について大綱方針を定め、北海道警察の事務の運営の準則、その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示します。

また、法令等に基づく公安委員会規則の制定や警察法に基づく権限を有しているほか、運転免許等の許可や行政処分に関する権限を有しています。

(3) 定例会議

定期的に委員長が招集し、警察本部長、情報通信部長及び警察本部各部長等を出席させて開催しています。



【北海道公安委員会定例会議】

(4) 北海道公安委員会のホームページ

北海道公安委員会では、国民からの一層の理解を得るため、定例会議の開催内容等のコンテンツを掲載したホームページを開設して情報を発信しています（各方面公安委員会もホームページを開設しています。）。



北海道公安委員会
ホームページはこちら



函館方面公安委員会
ホームページはこちら



旭川方面公安委員会
ホームページはこちら



釧路方面公安委員会
ホームページはこちら



北見方面公安委員会
ホームページはこちら